

これが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会 労働保険部長
元愛知労働局 労働保険適用・事務組合課長

新型コロナウイルスの感染が全国に広がり、労災保険による業務上認定がされたとのマスコミ報道もあります。その具体的な内容はわかりませんが、厚生労働省は「新型コロナウイルス

ウイルス感染症の労災補償における取扱いについて（令和2年4月28日基補発0428第1号）」を全国の労働局へ示しました。

労災保険から保険給付

新型コロナウイルス感染症と労災保険の適用

美 一 森

を受けるためには、「感染経路が特定されなくとも業務により感染した可能性が高く、業務に起因したものと認められる場合」とする基本的な考え方はかえていませんが、具体的な取り扱いが示され、

ア、患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかでない場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる。

イ、医療従事者等以外の労働者は感染経路が特定されたもの。ウ、医療従事者等以外

で感染経路が特定されない場合は、
①複数の感染者が確認された労働環境下での業務

②顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務



については、労災保険給付の対象とするとされました。

通達によりますと、医療従事者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、全員が労災保険給付の対象になると書かれています。

ロナの治療を行わない整形外科等の医師・看護師などが対象になるのは不自然だとも思われま

す。しかしながら、通達ウの②の考えかた「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」の運用で業務上との判断ができるのではと

思われます。マスコミの報道からは、新型コロナウイルスに感染した場合の労災保険適用は、今までの感染症の考えより業務上の判断を幅広く適用しようとしているように感じ

ます。

スーパーの店員をはじめ、社会活動を維持するために人との接触を避けることができない業務に従事する労働者の方がたくさんおみえだと思えます。今回の新型コロナウイルス感染に対する業務上認定は幅広く、迅速に決定されることを期待します。

新型コロナウイルス感染症に伴う労働相談は当協会の「新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策特別相談室」（専用ダイヤル ☎052-938-7567）へご相談ください。

イラスト・木村武司

● 愛知県下労働基準協会 ●

「新型コロナウイルス

労務・安全衛生管理対策特別相談室」

専用ダイヤル ☎052-938-7567

